西東京市市民協働推進センター運営委員会傍聴要領

第１（趣　　旨）
　この要領は、西東京市市民協働推進センター運営委員会（以下「運営委員会」という）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

第２（傍聴人の定員）
　運営委員会の傍聴人の定員は、会場の広さ等を勘案して運営委員会の委員長が定める。

第３（傍聴人の決定）
　運営委員会を傍聴しようとする者は、傍聴届に必要事項を記入の上、職員の指示にしたがって着席しなければならない。
２　傍聴人は、運営委員会開催予定時刻の１０分前から先着順で着席する。ただし、運営委員会開催予定時刻の１０分前における傍聴希望者が第２で定める定員を超えるときは、くじ引きで傍聴人を決する。

第４（資料の閲覧）
　傍聴人は、当日あるいは過去の運営委員会において委員に配布された資料を、開催されている運営委員会の間、閲覧することができる。

第５（傍聴席に入ることができない者）
　危険物を持っている者、酒気を帯びている者、その他委員長が職務執行上支障があると認める者は、傍聴席に入ることができない。

第６（傍聴人の守るべき事項）
(1).議事に対し拍手や他の方法により公然と可否を表明しないこと。
(2).委員会の妨害となるような言動をしないこと。
(3).委員会中みだりに席を離れ、または不体裁・不適切な行為をしないこと。

第７（撮影等の許可）
　傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、または録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た場合は、この限りではない。

第８（委員長の指示）
　傍聴人は、傍聴する際には委員長の指示に従わなければならない。

第９（傍聴人の退場）
　傍聴人は、運営委員会において会議、もしくは議事を公開しない決定があったときは、退場しなければならない。

第10（違反に対する措置）
　傍聴人がこの要領に違反するときは、委員長はこれを抑止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

第11（委任）
　この要領に定めるもののほか、傍聴の実施に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　　則
　この要領は、平成２１年５月１日から施行する。
附　　則
　この要領の改正条項は、平成２３年７月１日から施行する。

西東京市市民協働推進センター運営委員会
傍　　聴　　届

平成　　年　　月　　日

住　　所	
氏　　名	
所　　属	

西東京市民協働推進センター運営委員会を傍聴される方へ

（１）受付にある「傍聴届」に必要事項を記入し、ご提出願います。

（２）危険物を持っている方、酒気を帯びている方は傍聴できません。

（３）写真またはビデオの撮影および録音はご遠慮願います。

（４）次の事項をお守りいただき、ご協力ください。

●拍手ややじ（声援）などはしない

●運営委員会の妨害になるような言動はしない

●みだりに席を離れたり、不体裁・不適切なことはしない

西東京市市民協働推進センター運営委員会